

平成26年度全国高等学校総合体育大会 東京都開催基本計画の変更について

1 変更理由

「宿泊業務」の実施主体が実行委員会から公益財団法人全国高等学校体育連盟へと移管されることになった。

これに伴い、全国高等学校総合体育大会開催基準要項の宿泊関係が一部変更されたため、東京都開催基本計画についても変更する。

2 変更箇所

以下の条項について変更する。

第6 宿泊対策

- 1 運営組織
- 2 宿舍の選定及び確保
- 3 配宿センター
- 4 宿泊業務の委託
- 5 宿泊料金
- 6 食事
- 7 宿舍の環境整備

3 新旧対照表

章 節	新	旧
第6 宿泊対策 1 運営組織	<p>宿泊対策については、<u>実施主体である公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）に四都県が連携して協力する。</u></p>	<p>宿泊対策については、<u>実行委員会が主体となり、四都県が連携し、関係機関・団体の協力を得て行うものとする。</u></p>
2 宿舎の選定及び確保	<p><u>2 宿泊施設</u> (1) 大会に参加する各都道府県選手団本部役員、選手、監督、大会役員、競技役員、(中略) <u>とし、可能な限り競技会場地及びその周辺地域の旅館等となるよう、全国高体連と調整する。</u> (2) 大会参加者にとって<u>快適で安全な環境の保持や、選手等に風紀上悪影響を与えないような教育的配慮を全国高体連へ積極的に働きかける。</u></p>	<p><u>2 宿舎の選定及び確保</u> 大会に参加する各都道府県選手団本部役員、選手、監督、大会役員、競技役員、(中略) <u>の中から選定し、可能な限り競技会場地及びその周辺地域の旅館等を確保するものとする。</u></p>
3 配宿センター	<p><u>配宿業務の円滑な遂行のため、配宿センターの設置に協力し、宿泊対策に万全を期す。</u></p>	<p><u>大会参加者の宿泊対策に万全な体制を確立するため、実行委員会に配宿センターを設置する。</u></p>
4 宿泊業務の委託	<p>削除</p>	<p>大会参加者が十分休養できるよう (中略) 旅行業者に委託する。</p>
5 宿泊料金	<p>削除</p>	<p>宿泊料金については、(中略) 中央委員会で決定した料金とする。</p>
6 食事	<p><u>4 食事</u> 食事については、<u>衛生的で品質及び栄養量等を十分に考慮した献立とするよう、全国高体連と調整する。</u></p>	<p><u>6 食事</u> (1) 略 (2) 略</p>
7 宿舎の環境整備	<p>削除</p>	<p><u>7 宿舎の環境整備</u> (1) 略 (2) 略</p>

平成26年度全国高等学校総合体育大会 東京都開催基本計画（変更案）

第1 ～ 第5（略）

第6 宿泊対策

1 運営組織

宿泊対策については、実施主体である公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）に四都県が連携して協力する。

2 宿泊施設

- (1) 大会に参加する各都道府県選手団本部役員、選手、監督、大会役員、競技役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊施設は、原則として旅館業法上の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所（以下「旅館等」という。）とし、可能な限り競技会場地及びその周辺地域の旅館等となるよう、全国高体連と調整する。
- (2) 大会参加者にとって快適で安全な環境の保持や、選手等に風紀上悪影響を与えないような教育的配慮を全国高体連へ積極的に働きかける。

3 配宿センター

配宿業務の円滑な遂行のため、配宿センターの設置に協力し、宿泊対策に万全を期す。

4 食事

食事については、衛生的で品質及び栄養量等を十分に考慮した献立とするよう、全国高体連と調整する。

第7 ～ 第9（略）